

重要事項説明書

介護老人保健施設ハイム・ゾンネのご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 事業者の概要

- ・ 事業者名 社会福祉法人 平成福社会
- ・ 設立年月日 平成元年7月4日
- ・ 所在地 兵庫県佐用郡佐用町林崎662番3
- ・ 電話番号 0790-78-0001 ・ファックス番号 0790-78-0011
- ・ 代表者氏名 大田 研治

2. 施設の概要

- ・ 施設名 老人保健施設 ハイム・ゾンネ
- ・ 開設年月日 平成元年11月1日
- ・ 所在地 兵庫県佐用郡佐用町林崎662番3
- ・ 電話番号 0790-78-0001 ・ファックス番号 0790-78-0011
- ・ 管理者名 林 弥生
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2853780019号)

3. 事業の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設 ハイム・ゾンネの運営方針]

「介護保険法及び関係法令の理念に基づき、要介護者の自立を支援し、家庭復帰のための精神的意欲と身体機能を向上させることを目的とする」

4. 施設の職員体制（令和6年4月1日現在）

	職員体制	業務内容
・ 管理者	1人以上	施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う
・ 管理医師	1人以上	入所者の診察、療養その他の健康管理
・ 看護職員	7人以上	医師の行う医療の補助
・ 薬剤師	0. 3人以上	医師の指示に基づき調剤・薬剤管理・服薬指導を行う
・ 介護職員	20人以上	入所者の介護に関わる全般
・ 支援相談員	1人以上	入所者及び家族の処遇上の相談
・ 理学療法士	1人以上	リハビリテーションによる療養指導
・ 作業療法士		
・ 管理栄養士	1人以上	給食サービスに関わる全般業務及び管理
・ 栄養士	1人以上	
・ 介護支援専門員	1人以上	サービス計画作成及び関係機関との連絡調整
・ 事務職員	2人以上	施設管理、統計、経理に関する全般
・ 調理員	5人以上	給食の調理に関する一切の業務
・ 用務員	2人以上	施設の清掃と諸作業に関する事項

5. 入所定員等 ・定員 84名
 ・療養室 個室：2室、 2人室：1室、 4人室：20室

6. 通所定員 8名

7. サービス内容（介護保険適用部分）

① 施設サービス計画の立案

施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、御本人又は身元引受人の希望を十分に取り入れ、あらゆる職種の職員の協議の基で作成されます。又、計画の内容については、必ず御本人若しくは身元引受人に同意をいただくこととなります。

② 食事

朝食	8時00分～ 8時40分
昼食	12時00分～12時40分
夕食	18時00分～18時40分

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は症状が安定し、入院の必要性のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の病態に応じて適切な医療・看護を行います。

⑤ 介護（日常の生活支援及び退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション、リハビリテーションマネジメントの管理

心身の状態の維持・改善を目指しリハビリテーションマネジメントに基づくリハビリテーションを提供します。

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

⑨ 行政手続代行サービス

⑩ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

8. サービス内容（介護保険適用外）

① 理美容サービス

サービスをご希望の方は、職員にお申し出ください。料金は実費相当額となります。理美容サービス日は、施設内行事や祝祭日等の関係で変更する場合がございます。

② 洗濯サービス

利用者の衣類の洗濯は、原則有料で施設内にて行いますが、特殊な衣類等は施設での洗濯はできかねます。

また、他の利用者の衣服との混同を防ぐため、入所時には必ず衣類に入所者の氏名を油性マジック等で明記願います。

③ 外注クリーニングサービス

特殊な衣類等は施設での洗濯は不可能なため、外注クリーニングの代行を有料で行っています。ご希望の方は、ご相談ください。

④ 預り金管理サービス

預り金を管理する有料のサービスです。預り金は2万円を限度としてお預かりし、現金

出納簿にて管理します。サービスをご希望の方は、事務所にお申し出ください。

預り金管理を希望いただくと下記のサービスを受けられます。

- ・ 買い物代行
- ・ 医療機関支払代行
- ・ お小遣い管理代行

上記預り金をお預かりしていない方につきましては、病院受診時の自己負担金は、すみやかに医療機関へ直接支払っていただきます。

※保険適用外部分について料金を改定する際には1ヶ月以上前に文書でご連絡いたします。

9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の病態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 名 称 尾崎病院
- ・ 住 所 兵庫県佐用郡佐用町上三河141-1
- ・ 診療科目 外科・内科・歯科

10. 施設利用に当たっての留意事項

・ 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が不可欠のため、外部からの食事の持ち込みはご相談下さい。

・ 来訪・面会

来訪者は面会時間を遵守し(面会時間AM 10時よりPM 6時)、必ずその都度職員に届け出てください。

飲食を希望される場合は、職員にご相談下さい。その際、残った飲食物はお持ち帰り下さい。

・ 外出・外泊

外出・外泊の際には必ず行き先と帰所時間を職員に申し出て所定の用紙にご記入ください(原則として外泊は7泊8日まで可能)。医師の判断によって、ご遠慮いただくことがあります。また、外泊・外出等の場合には、施設による送迎はできません。

外出・外泊時に受診の必要が生じた場合、利用者の一部負担金等に関係いたしますので、必ず施設に御一報ください。

・ 飲酒・喫煙

喫煙は、お断りします。アルコール類の摂取は、厳禁となっています。

・ 設備・備品の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。万が一、これに反したご利用により破損等が生じた場合、施設と協議を行い、弁償していただく場合がございます。

・ 所持品・備品等の持ち込み

「入所時必要品表」をご参照ください。

・ 日常生活消耗品費について

一般的な日常生活において必要となる日用消耗品等について、施設で準備し、利用ご希望の場合は、個々にご負担いただきます。

・ 退所の手続きについて

退所の際、預り金の返金、荷物や各被保険者証等はすみやかに引き取り下さい。一定期間が経過しますと、荷物保管料をご負担いただきます。(医療機関への退所も含む)

<別紙1>

介護保健施設サービスについて
(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスはどのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内のすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金【基本型】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

・要介護1	717円（従来型個室）	793円（多床室）
・要介護2	763円（従来型個室）	843円（多床室）
・要介護3	828円（従来型個室）	908円（多床室）
・要介護4	883円（従来型個室）	961円（多床室）
・要介護5	932円（従来型個室）	1,012円（多床室）

*一定の所得がある場合、介護保険負担割合証の通り2割または3割ご負担いただきます。

(2) 加算料金

*入所中に下記の料金が加算される場合があります。

・夜勤職員配置加算(20名に1名以上、かつ利用者41以上は2、利用者40以下は1を超えること)	24円	
・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円	
・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200円	
・認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	240円	
・認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	120円	
・認知症ケア加算	76円	
・若年性認知症利用者受入加算(若年認知症利用者ごとに担当者を配置)	120円	
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（基本型）	51円	
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（在宅強化型）	51円	
・外泊時費用(外泊された場合に、外泊初日と最終日以外基本料金)	362円	
・外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800円	
・ターミナルケア加算	ターミナルケア加算（死亡日）	1,900円

	ターミナルケア加算（2～3日）	910円
	ターミナルケア加算（4～30日）	160円
	ターミナルケア加算（31～45日）	72円
・	初期加算（Ⅰ）（入所後30日間に限って加算）	60円
・	初期加算（Ⅱ）（入所後30日間に限って加算）	30円
・	退所時栄養情報連携加算（栄養マネジメント強化加算と同時算定不可）	70円
・	再入所時栄養連携加算（1人につき1回限度）療養食含む	200円
・	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円
・	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円
・	退所時等支援等加算	
	試行的退所時指導加算	400円
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円
	入退所前連携加算（Ⅰ）	600円
	入退所前連携加算（Ⅱ）	400円
	訪問看護指示加算	300円
・	協力医療機関連携加算（1）（令和6年度まで）/月	100円
・	協力医療機関連携加算（1）（令和7年度から）/月	50円
・	協力医療機関連携加算（2）（令和7年度から）/月	5円
・	栄養マネジメント強化加算（1日）	11円
・	経口移行加算	28円
・	経口維持加算	
	経口維持加算（Ⅰ）（1月につき）	400円
	経口維持加算（Ⅱ）（1月につき）	100円
・	口腔衛生管理加算	
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月につき）	90円
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月につき）	110円
・	療養食加算（1日につき3回を限度）	6円
・	かかりつけ医連携薬剤調整加算	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円
・	緊急時施設療養費	
	緊急時治療管理	518円
	特定治療	
・	所定疾患施設療養費	
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）（1月に7日を限度）	239円
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）（1月に10日を限度）	480円
・	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円
・	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円
・	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円
・	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円
・	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円
・	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（1月につき）	53円
・	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）（1月につき）	33円
・	褥瘡マネジメント加算	
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月につき）	3円
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月につき）	13円
・	排せつ支援加算	
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10円
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15円
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20円

・ 自立支援促進加算（1月につき）		300円
・ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（1月につき）	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（1月につき）	40円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月につき）	60円
・ 安全対策体制加算（入所中1回）		20円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（1月につき）		10円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（1月につき）		5円
・ 新興感染症等施設療養費（1月に1回5日を限度）		240円
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき）		100円
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき）		10円
・ サービス提供体制強化加算		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士80%以上。 勤続10年以上介護福祉士35%以上。	22円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士60%以上。	18円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士50%以上。 常勤職員75%以上。 勤続7年以上30%以上。	6円
	* サービス提供体制強化加算はいずれか一つのみ加算	
・ 介護職員処遇改善加算	（令和6年5月31日まで）	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×39/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×29/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×16/1000
	* 介護職員処遇改善加算はいずれか一つのみ加算	
・ 介護職員等特定処遇改善加算	（令和6年5月31日まで）	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×21/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×17/1000
	* 介護職員等特定処遇改善加算はいずれか一つのみ加算	
・ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（令和6年5月31日まで）	
	厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×8/1000
・ 介護職員等処遇改善加算	（令和6年6月1日から）	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×75/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×71/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×54/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 厚生労働大臣の基準イ～マまでにより算定	※所定単位×44/1000
	* 介護職員等処遇改善加算はいずれか一つのみ加算	

* 一定の所得がある場合、介護保険負担割合証の通り2割または3割ご負担いただきます。

(3) その他の料金

① 食費（1日当たり）	1,890円
内訳（朝食340円、昼食790円、夕食760円）	
1食でも施設にて食事をされた場合には、規定の食費（1,890円）を請求させていただきます。	
② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）	
・従来型個室（令和6年7月31日まで）	1,668円
・多床室（令和6年7月31日まで）	377円
・従来型個室（令和6年8月1日から）	1,728円
・多床室（令和6年8月1日から）	437円
③ 日常生活消耗品費（個人が希望する場合）	実費相当額
④ 教養娯楽費	実費相当額
⑤ 健康管理費	実費相当額
⑥ 理美容代	実費相当額
⑦ 私物洗濯代（1回あたり）	200円～500円
⑧ 外注クリーニング	実費相当額
⑨ 預り金管理費（1月当たり）	200円
⑩ 特別な食費	実費相当額
⑪ 個人が選定する電気機器使用の電気代（1日当たり）	60円
⑫ テレビリース料（1日当たり）	80円

その他(利用者の選定する費用等)は、別に定める「その他の利用料金表」をご覧ください。

食事・居住費の負担軽減措置について

食費、居住費について、所得の低い方には、国の定める負担限度額認定制度及び当施設が行います利用料の減免制度がございますので詳しくは別紙3-1・3-2・4をご参照ください。

(4) 利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合には、一旦、利用料を全額自己負担願います。

(5) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行致しますので、請求書発行月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、窓口支払、振込支払の2方法があります。
- 振込の場合の金融機関、口座番号、名義は請求書に記載しております。ご確認ください。
- ・基本的に領収書の再発行は行っておりませんが、万が一、必要な場合には、事務担当者までご相談ください。(証明書発行は有料)

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

老人保健施設ハイム・ゾンネは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報については、個人情報保護法に基づき、利用目的を以下のとおり定めています。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙3-1>

**「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階②）」
に該当する利用者等の負担額**
(令和6年4月1日現在)

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②、該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方 要件なし
所属する世帯（世帯分離の配偶者含む）全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
資産額が単身1,000万円、夫婦2,000万円以内の方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身650万円、夫婦1,650万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が年間80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身550万円、夫婦1,550万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身500万円、夫婦1,500万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が120万円超の方
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）（令和6年7月31日まで）

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	490	0
利用者負担第2段階	390	490	370
利用者負担第3段階①	650	1,310	370
利用者負担第3段階②	1,360	1,310	370
利用者負担第4段階	1,890	1,668	377

<別紙3-2>

**「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階②）」
に該当する利用者等の負担額**
(令和6年8月1日から)

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②、該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方 要件なし
所属する世帯（世帯分離の配偶者含む）全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
資産額が単身1,000万円、夫婦2,000万円以内の方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身650万円、夫婦1,650万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が年間80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身550万円、夫婦1,550万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税の方
資産額が単身500万円、夫婦1,500万円以内の方
公的年金等収入額+その他合計所得金額が120万円超の方
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）（令和6年8月1日から）

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	550	0
利用者負担第2段階	390	550	430
利用者負担第3段階①	650	1,370	430
利用者負担第3段階②	1,360	1,370	430
利用者負担第4段階	1,890	1,728	437

利用料の減免制度について

(令和6年4月1日現在)

当施設には、とくに生計が困難な方に対して、施設独自で利用料を減額及び免除する制度があります。制度の詳細につきましては、担当、支援相談員（浅田）まで、御気軽にご相談ください。

制度利用までの流れ

1. 制度利用申込み
担当の職員が制度について説明し、その後、利用者や家族について、いくつか聞き取りをさせていただきます。
2. 申請書と必要書類の提出
申請書の書き方・必要書類については、世帯の状況・構成等さまざまな要因によって相違がございますので、担当者にお尋ねください。
3. 減免審査会
家族からの聞き取り・提出していただいた書類等を基に、当施設が設置しております減免審査委員会を開催し、制度利用の可否及び減免率を決定し、結果を申請者に対して連絡させていただきます。
4. 減免認定書の交付

審査基準

- | | | |
|------------|-------|---------------------------|
| 1. 生活保護世帯 | | 無料 |
| 2. 非課税世帯 | | 20%以内の介護保険施設サービスに要した費用の減額 |
| 3. 均等割課税世帯 | | 10%以上の介護保険施設サービスに要した費用の減額 |

減免項目

1. 利用者負担額
2. 食費負担額
3. 多床室(従来型個室)負担額
4. 日常生活消耗品費
5. 理美容代
6. 私物洗濯代

介護老人保健施設入所利用同意書

老人保健施設ハイム・ゾンネを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び重要事項説明書、別紙1、別紙2、別紙3-1、3-2及び別紙4を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

老人保健施設 ハイム・ゾンネ
 管理者 林 弥生 殿

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

印

当施設は上記利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、介護保険サービスを提供することと致します。

老人保健施設 ハイム・ゾンネ
 管理者 林 弥生 印

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・ 氏 名	(続柄)
・ 住 所	〒
・ 電話番号 (携帯番号)	()

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・ 氏 名	(続柄)
・ 住 所	〒
・ 電話番号 (携帯番号)	()

・ 氏 名	(続柄)
・ 住 所	〒
・ 電話番号 (携帯番号)	()

説明・交付日 (令和 年 月 日) 場所 () 説明者 ()